

遺言と血脈

——「宗祖御遷化記録」の遺言をめぐって——

本 間 裕 史

平成四年十一月二十日、文化財保護審議会は、白蓮阿闍梨日興上人の執筆による「宗祖御遷化記録」一卷（静岡県富士郡芝川町西山、富士山本門寺所蔵）を国の重要文化財として古文書の部に答申し、本書を新指定の重文として公に認可した。

富士の日興上人といえ、即座に日蓮宗門は、日蓮宗の異端僧と見、身延派からは、逸速く離脱独立し、勝劣の別派を構えて遑流の教義を樹立した富士門流の祖として、日蓮宗門下からは除外視され、六老僧中に於いても別扱いされてきた嫌いがある。殊に今日ではマスコミを賑わす日蓮正宗大石寺と、創価学会という強烈な教団イメージが、日興上人の周辺を覆い包みこんでしまい、日興上人研究の真相を究明する上に、益々大きな障害となつて立ちほだかつてきている感がある。

日興上人は、日蓮聖人の本弟子（六老僧）中、上足第三に列し、師聖人の右筆を勤めるなどして常随給仕の誠を捧げ、多くの弟子檀越を教化養育し、北山重須の地に重須談所を開設するなど、初期日蓮教団の子弟教育に逸速く携わつたことは周知の通りである。また、「本尊分与帳」にも見られる如く、多くの弟子分を抱えて、初期日蓮教団の統率

に尽瘁したことも事実である。

「宗祖御遷化記録」(以下「御遷化記録」と略称)第五紙の「墓所可守番帳事」には、六老僧の外に十二名の高弟が、毎月の輪番担当者に配当される中、日興上人の弟子分に当たるものが九名も列記されている。日興上人の出自が山梨鰍沢ということもあって、富士、身延は、日興上人の布教の拠点でもあった。

この「御遷化記録」は、日興上人の手によって同様のものが六通作成されたようである。その文面には、「此状六人面々可帯云々 日興一筆也」とあって、六老僧がそれぞれに、大事な約束事の証文として一通ずつ持ち帰り、大切に保管されたものと考えられる。各紙の裏継ぎ目ごとに、日昭上人、日朗上人、日興上人、日持上人の連名花押がそれぞれに付記されていることから見れば、六老僧がこの「御遷化記録」の作成に当たっては、相当綿密に対処されていたことが窺い知れる。²⁾

「日蓮宗宗学全書」第二巻「興尊全集興門集」³⁾によれば、東京池上本門寺にも正本が所蔵されている旨の記載があり、本書ではむしろ、池上本によって「御遷化記録」を紹介し、西山本門寺所蔵本については、頭注で校合・加筆を試み、いわば、池上本を正本扱いとし、西山本は正本の臨写本を元にして参照程度の扱いとされてきたのである。

ところが、この度、西山本が国の重文に指定されたことによって、立場は全く逆転する結果となった。それに伴って、宗門史上重大な相違点と疑義を、ここに提示しなければならないことになったのである。

つまり、その一つは、今まで池上本によって「身延山久遠寺番帳事」⁴⁾の記述部分を、「久遠寺輪番帳」と一般に呼称されてきたのであるが、西山本には「墓所可守番帳事」とのみあって、「身延山久遠寺」の文字は存在しないのである。弘安六年の正月の頃に、果たして既に身延山久遠寺という寺山号が公称されていたものか、はなはだ疑問が残

る。⁵また、池上本と西山本とを並置して比較検討を試みた場合、どうも、同じ日興上人の執筆とは思いたい節も見受けられる。特に際立った相違点を列挙すれば、「佐渡公」と「佐土公」、「弘安六年」の「弘」と「安」と「年」の文字、「日興」の「興」の文字の運筆の相違点など、全体として疑問が多い。⁶

「佐渡公」の「渡」と「土」とは通音である。西山本の「佐土嶋」の表記も、日向上人の「佐土公」の公名も四か所の全てが「土」と記述されている。⁷本来「渡」と書くべき字も、西山本では全て「土」と表記されている。そこで、草案と見なされている池上本に限って、なぜ画数の多い「渡」の字を敢えて使用したのであるうか。池上本を草案と見なすのであれば、そこにわざわざ四老僧の花押が据えられているのか。是は単なる権威付けのためか、あるいは故意に信憑性を標榜せんが為の偽作なのか。その他に、「定」「阿闍梨」「公」「月」等の字体や運筆の違いが顕著に見られる。池上本は全体のイメージとして、西山本のような筆致、筆勢が感じられない。

二つには、西山本には存在しないが、池上に伝わる日興上人筆の「御遺物配分事」の最終の一葉は、一目瞭然で池上本の「久遠寺輪番帳」⁹と同一人の筆であることが判る。

そこで、更に踏み込んで、池上に伝わる「御遺物配分事」の記述内容（注法華経を日昭上人に、釈迦立像の宗祖隨身仏一体は日朗上人にそれぞれ分配する旨の記載）と、「御遷化記録」の第四紙に明記された日蓮聖人の御遺言（釈迦立像は墓所の傍らに安置し、注法華経も墓所の寺に一括して置き、みんなが登山の折いつでも披見できる旨の記載）との決定的な差異を如何に解釈したらよいものか、大きな疑点である。

もし、池上本の「御遷化記録」も「御遺物配分事」も、共に日興上人の真筆であるとすれば、「御遷化記録」の御遺言は一体どうなるのか、この矛盾を如何に解釈したらよいものか。しかも、弘安五年十月十六日付けの師聖人の御

遺言に従った申し合わせ事項は、わずか数日を経ずして急遽変更され、文面通りそれぞれの弟子達に配分されたのであろうか。¹⁹⁾

池上に伝承されている日興上人筆のこれら二葉の存在は、宗門史上、五・一相対に見られる二大勢力の権威付け、正当性・正嫡性の標榜とも解される。つまり、富士方の日興上人に仮託して、池上を中心とする昭師、朗師等五師の鎌倉方への宗祖御遺物配分は、如何にも好都合な第一級資料となりうるのである。宮崎英修著「日蓮聖人のお弟子たち」(さだるま新書)にもこれを引用し、昭・朗二師の教団における正嫡を強調している。²⁰⁾

日蓮聖人滅後、日興上人は、少なくとも三年間は身延沢において輪番制を継続させ、輪番制が乱れてからも身延の墓所を守って、七年間は護持給仕に勤められたのである。日興上人は、佐渡配流中の日蓮聖人に常隨給仕し、上行自覚の境地に立たれた聖人の苦悩とその生き様を目の当たりにした弟子である。師聖人の御遺言に背くような日興上人では決してないはずである。

日興上人は、取り分け師弟子の関係をしっかりと糺すことが成仏への道であるとして「師弟子の法門」を強調して檀越の教化に当たっている。²¹⁾さらに、「聖人の法門に傷を付ける」ことを最も恐れた日興上人は、常に師弟子の関係を念頭に置いて厳しく門弟を教誡している。そうした日興上人の布教姿勢を通して、「本尊分与帳」にみられる如く、師弟子の関係が先ず明かされており、正法護持者としての厳しくも真摯な布教態度と、師聖人への直参の思いをも窺い知ることができる。

ともかく、西山本門寺所蔵本の「御遷化記録」が国の重文に指定された今日、池上に伝承されてきた日興上人筆とされる二点の宝物については、多くの疑点をはらむ結果となった。

いずれにしても、日蓮聖人の御遷化の記録を日興上人が執筆し、まとめ上げたことは事実である。師聖人の示寂の現場を目の当たりに直面した悲嘆の直中であつて、日興上人がその時に筆を執り、正確に丹念に記録として葬送の次第を後世に伝え残してくれているのである。

この「御遷化記録」の重文指定を契機として、六老僧中における日興上人の立場を、学問的に真摯な立場からもう一度再認識して頂き、宗祖滅後の教団の維持結束と、さらなる発展に向けて日興上人が如何に心血を傾注されてきたのかを想起して頂きたいものである。日興上人は、決して師聖人の教えに背いてまで、身延を捨てて決別し、富士に移つたのではないのである。日興上人にとつての身延の七年間は、師の墓前への給仕第一の励行と、偉大な法華經の行者日蓮への追慕と、報恩謝徳の回向に専ら費やされたことと拝察する。そうした身延の生活を通して、日興上人には、師聖人によって開示された三大秘法を、如何に具現化していけばよいのかという当面する課題があつたのである。熟慮の末、日興上人は、妙法広布の大願を胸に堅く秘めて身延出立を断行したのである。

この小論は、去る平成十一年度に、身延山大学において開催された日蓮宗教学発表大会の骨子をまとめたものである。また、「日蓮教学の諸問題」（浅井圓道先生古稀記念論文集）所収「日蓮聖人御遷化記録」考」と題して、これらの課題についても少々言及しておいた。

〔注〕

(1) 『日蓮宗宗学全書』第二卷「興尊全集興門集」一一二—一一八頁。

遺言と血脈(本間)

- (2) 資料1参照。第一紙から第五紙に至る継ぎ目ごとに、四老僧の花押が据えられている。
- (3) 前掲書一〇一—一〇七頁。
- (4) 前掲書一〇六頁。
- (5) 資料2参照。要法寺日辰(一五〇八一七六)の写本「与波木井実長書」に「久遠寺之院主」の文字が見える。前掲書一六九頁、「日興上人全集」(興風談所発行)三五〇頁所収。
- (6) 「日興上人全集」一一七一—一九頁頭注参照。
- (7) 「御遷化記録」の第四紙と第五紙との継ぎ目裏判に「佐土公」の文字がある。
- (8) 前掲宗学全書一〇七一—一〇頁。
- (9) 資料2往見。
- (10) 「日蓮聖人真蹟集成」第七卷 兜木正亨 注法華経の解説 二五四頁。
- (11) 「日蓮聖人のお弟子たち」 宮崎英修 二七一—二八頁。
- (12) 「報佐渡国講衆書」前掲宗学全書一七九頁。

(1 紙表)

〔家養老事〕 正月十二日 皇國成法年
 陽曆未八月 在何州 姓王 本國養老
 同三月二十七日 赦免
 〔家次事〕 九月十二日 成法年 在何州
 相次物不司 但養老事 免
 同六月廿二日 六月廿九日 赦免
 同五月廿二日 皇國成法年 在何州 養老
 〔家養正事〕 九月十二日 成法年 在何州 養老
 同十月十二日 皇國成法年 在何州 養老

〔資料 I〕

〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免

(2 紙表)

〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免
 〔家養正事〕 六月廿九日 赦免
 〔家次事〕 六月廿九日 赦免

皇國成法年

一昨不稱の事
御達す

(4 紙表)

御之不臣 奉祈借申上至
任之 任者有文
月苑堂 奉祈申六人 奉祈台者時
不稱是し 自体任者之非任台者
切任御達す 不任台者

奉正申下月十日 奉祈台者

矣

奉祈申下月十日 奉祈台者

青
倉
和
作
洋

(繼目裏)

(圖本) 圖本

(5 紙表)

五月 奉行用土
二月 大田名園
三月 信長
四月 信長
五月 蓮花園
六月 下野上
七月 信長
八月 信長
九月 信長
十月 信長
十一月 信長
十二月 信長

194-左

